

一般質問通告書

令和 7 年 11 月 24 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 3 番 清水 大粹

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は 1. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 2) 発言事項	高島市後援名義使用承認について
<p>要旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)</p> <p>本市の後援名義の使用については、平成18年4月1日告示第119号「高島市後援等の承認および賞状交付取扱要綱」により規定・運用されており、後援の名義使用の基準については、第3条各項に規定されています。</p> <p>同条第1項では市が後援名義の使用を承認することができる団体等を掲げており、列挙されているもののうち特に同項第3号では「公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の法人格を有するもので公益活動を行う団体」とされ、また同条第2項ではその事業の内容に関する基準が設けられており、このうち第2号及び第3号では、第2号「公益性のあるもの」、第3号「専ら営利または売名を目的とするものでないもの」と規定されているところです。</p> <p>後援名義の使用に関しては、かねてからその承認の受けにくさ、承認を受けられない場合の理由の不透明さを複数の市民や団体から指摘されており、これらの規定のうち、「公益性のあるもの」および「専ら営利または売名を目的とするものでないもの」の「売名」についてはその定義からして規制する内容及びその程度が極めてあいまいであり、後援名義の承認の受けにくさの原因の一つになっているのではないでしょうか。特にその基準の運用を甘くすることも厳しく</p>	

することも本市の意向等の追加減次第なのでないかという批判も生じて当然であり、規定のあいまいさゆえにいわゆるグレーゾーンが極めて広いととらえられることから、一様な判断となりにくく市への不信感を招く一因にもなっていると考えております。

また、第3条第1項第3号「公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の法人格を有するもので公益活動を行う団体」という規定についても、一般的な民間企業においてCSR活動・地域貢献活動、地域活性化に資する活動を行っている企業から、市にもこうした活動を少なくとも声援的な応援はしてほしいという要望の声がある一方で、当該制度は民間企業を対象から外し後援名義使用承認が受けられる対象者を限定していることもまた、制度の使いにくさが指摘される一因となっているのではないでしょうか。

市町村は地方公共団体の中で最も市民に近い存在の一つであり、本市も当然ながら本市全体の発展に寄与すべきであり、他方で本市の後援を以て地域を盛り上げたいという要請が存在していることからも、これらを踏まえて以下のとおり質問します。

（1）第3条第2項第2号「公益性のあるもの」並びに第3号の「売名」については、市どのように運用し、あるいは定義しているかを示してください。

（2）同項第2号から第3号までの規定をそれぞれ変更し、内容・基準を明確化し、または市として運用上参考となる事例集をまとめることを検討・実施されるべきと考えますがどうでしょうか。

（3）最近掲げられてきている官民協働・協創の気運に沿う形で民間企業等が実施するCSR活動、地域貢献活動、地域活性化に資する活動を高島市が支えるために、後援名義使用承認とは別に、公共施設使用料減免等を伴わない形で当該企業活動を単に応援することを目的とした「単なる後援的名義使用」を認める、あるいは「市として活動を応援したい旨のメッセージの付与」を認める要綱を新たに作ることについて、公共性担保を意識しつつこれを研究ないしは実施してはいかがでしょうか。